令和5年2月28日

独立行政法人地域医療機能推進機構アドバイザリーボード に関する取扱い

「令和4年12月1日 | 理 事 長 伺 い 定 め

(目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構において、持続的に各地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るため、理事長がアドバイザーより法人運営の参考となる助言を得ることを目的とし、本部に独立行政法人地域医療機能推進機構アドバイザリーボード(以下「JCHOアドバイザリーボード」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 JCHOアドバイザリーボードは、理事長が委嘱したアドバイザー若干名をもって組織する。
- 2 理事長は、JCHOアドバイザリーボードに助言を求めることができる。
- 3 アドバイザーは、理事長、監事、理事、理事長特任補佐及び厚生労働省独立行政法人 評価に関する有識者会議構成員の経歴・学識を勘案し、これを補完する法人運営の参考 となる助言を期待できる経歴等を有する外部有識者のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 アドバイザーの任期は、理事長が委嘱した日から理事長の任期の末日までとする。

(助言事項)

- 第3条 JCHOアドバイザリーボードは、次に掲げる事項に係る助言を行うものとする。
 - 一 施設運営の経営改善強化策に関すること
 - 二 人材育成・確保方針に関すること
 - 三 財務基盤、法人運営ガバナンスに関すること
 - 四 独立行政法人地域医療機能推進機構に係る業務の理解促進及び広報・広聴に関すること
 - 五 その他理事長が必要と認めた事項に関すること

(開催)

- 第4条 JCHOアドバイザリーボードは、理事長が招集するものとし、原則として年2 回開催する。
- 2 理事長は、必要に応じ、臨時にJCHOアドバイザリーボードを開催することができる。

(議事録)

- 第5条 JCHOアドバイザリーボードにおける議事は、議事録に記載するものとする。
- 2 議事録は公開とする。ただし、理事長は、公開することにより法人全体又は個別施設

の運営等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認 めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 JCHOアドバイザリーボードの庶務は、企画経営部企画課が行う。

(雑則)

第7条 この取扱いに定めるもののほか、JCHOアドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この取扱いは、令和4年12月1日から施行する。